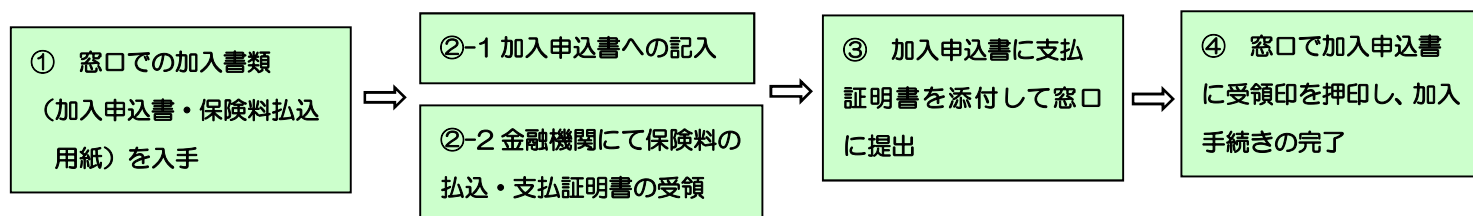


ボランティア保険加入手続きの手順・留意点・Q&A

加入の手続きは、東京都内の区市町村社会福祉協議会・ボランティアセンターまたは東京都社会福祉協議会の窓口で行っております。郵送やFAX等での加入申込みはお受けしていません。

〔手順〕



〔留意点〕

①加入書類の入手

窓口でボランティア保険専用の加入申込書（複写式）・払込用紙をお渡しします（加入書類の郵送等には対応していません）。各区市町村の窓口一覧は本ホームページのトップ画面に掲載しています。

窓口への来所は加入者本人ではなく、代理の方でも構いません。

なお、6名以上でまとめてお申込みの場合は、加入申込書の加入者記入欄が5名分しかございませんので、パソコン等で作成した名簿（加入者氏名、住所、電話番号の3点を記載）を3部ご持参ください。

②-1 加入書類に記入する

氏名・活動内容等の必要事項をご記入いただきます（印鑑は必要ありません）。加入申込票に記載された内容が事実と相違する場合や該当項目に記入がない場合には、保険金が支払われないことがありますのでご注意ください。

②-2 払込用紙で保険料を振込む

払込保険料をご確認の上、窓口でお渡しするボランティア保険専用の払込用紙にて郵便局、もしくは銀行にてお振り込み、支払証明書を受け取ってください。

専用の払込用紙を使わず、予め金融機関備え付けの振込用紙やATM等で振込いただいても結構ですが、その場合は支払明細書等を窓口へ提出してください（振込手数料は加入者負担になります）。振込先は下記のとおりです。

●間違ってお振込みされた場合は、振込手数料を差し引いてご返金いたしますのでご注意ください。

振込先

ゆうちょ銀行 口座番号 00110-6-661682

㊦トキョウトシヤカイフクシヨウギ カイ ボランティアホウカ カ

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 ボランティア保険係

みずほ銀行 飯田橋支店 口座番号 (普) 1502857

㊦トキョウトシヤカイフクシヨウギ カイ ボランティアホウカ

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 ボランティア保険係

③加入申込書類および保険料払込受付証明書を窓口に提出

窓口職員が加入申込書類と保険料の振込を確認します。そのうえで受付印を押印し、「加入確認証（兼）保険料受領書」および「事故報告書」を加入申込者にお渡しし、手続きは完了です。

なお、保険の補償期間は下記のとおりです。

〔令和6年度の場合〕

○令和6年3月31日までに手続き完了の場合⇒令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

○令和6年4月1日以降に手続き完了の場合⇒受付日の翌日0時から令和7年3月31日まで

④加入手続きの完了

窓口で受領印を押印した「加入確認証（兼）保険料受領書」をお渡しし、手続きは完了です。「加入確認証（兼）保険料受領書」はボランティア保険加入証明書となりますので保険期間が終了するまで大切に保管してください。また、団体（グループ）加入の場合、加入者全員に保険のご加入について必ずご説明ください。

〔加入申込み手続き等に関するQ&A〕

Q1 申込み時に持参するべきもの（印鑑等）はありますか？

A 持参いただくものはありませんが、申込時に加入者の住所・氏名・電話番号を申込票もしくは加入名簿に記入していただきます。6名以上でまとめてお申込みの場合は、予め氏名・住所・電話番号が記載された既存の名簿を持参いただいても構いません。その場合は3部名簿をご持参ください。

Q2 加入者本人が窓口で申込まなければいけませんか？

A 加入者本人ではなく、加入者から委任を受けた代理の方でも結構です。また、団体（グループ）加入の場合、お一人の方が代表して手続きをしていただければ結構です。

Q3 東京都以外に在住の場合や外国籍の方は加入できますか？

A 日本国内に在住・滞在の方は加入できます。また国籍による加入制限はありませんが、ボランティア保険のパンフレットの内容を理解しているか、十分な説明のできる代理の方が必要です。また入院・通院保険金は日本国内にて「医師法上の医師」の治療を受けた場合のみ対象になります。一時的に日本に滞在している外国籍の方の場合は、日本での滞在先（ホテル等でも可）および母国での住所、電話番号をご記入ください。

Q4 加入申込票に記載する加入者の住所や電話番号は職場のものでも可能ですか？

A 職場ではなく、ご自宅の住所、電話番号をご記入ください。なお、電話番号は加入者個人の携帯電話でも結構です。

Q5 加入申込みは居住地の社会福祉協議会ボランティアセンターでないとできないのですか？

A 本ホームページ上で掲載されている窓口一覧（各区市町村ボランティアセンター・東京都社会福祉協議会窓口一覧）であれば、原則として同じ手続きができます。

Q6 加入申込みの後、保険はいつから有効になりますか？

A 窓口の社会福祉協議会が申込みを受付した日（受付印を押した日）の翌日0時から当該年度の年度末（3月31日）までとなります。

Q7 ボランティアグループでまとめて加入をしましたが、その後グループの活動とは全く関係なく、個人的に活動する場合には別途加入手続きをしなければいけないのですか？

A 別途加入する必要はありません。保険の補償期間内であり、日本国内で行うボランティア活動であれば補償の対象となります。

Q8 保険加入後にプランを変更することや取り消すことはできますか？

A 保険加入後のプラン変更や取り消しはお受けしておりません。

Q9 ボランティアグループでまとめて加入したいと思いますが、それは可能ですか？

A まとめて加入をすることは可能です。なお、加入者が6名以上になる場合は、予め住所・氏名・電話番号が記載された既存の名簿を3部ご用意ください。

Q10 ボランティア活動中に事故が発生した場合はどのようにしたらよろしいでしょうか？

A 受付時に加入申込書の控え（ボランティア保険加入確認証（兼）保険料受領書）をお渡しする際にあわせて「ボランティア保険事故報告書」をお渡ししています。事故発生から30日を目途に、事故報告書に必要事項をご記入いただき、幹事保険会社である三井住友海上保険にFAXにてご送信ください。

なお、「ボランティア保険事故報告書」を紛失された場合は、ホームページのトップ画面にデータを掲載しておりますので、ご活用ください。

なお、詳しくは本ホームページ上に掲載されている「ボランティア保険のご案内」パンフレットをご参照ください。